

船橋市財務会計システム兼公営企業会計システム更新業務事業者評価基準

1. 趣旨

この基準は、船橋市財務会計システム兼公営企業会計システム更新業務（以下「本業務」という。）に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するための必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法

評価委員は、提案の内容及び実機検査の結果を基に別表「船橋市財務会計システム兼公営企業会計システム更新業務事業者評価採点表」で採点を行い、その点数が最も高い提案者を受託候補者とする。

- ① 評価項目を「基本事項」「機能要件」「見積金額」に分類し、各項目の評価を行う。
- ② 各項目の配点は、基本事項：300点、機能要件：900点、見積金額：300点とする。
- ③ 評価点の最も高い者が複数いる場合は、当該者のうち「機能要件」の評価点が最も高い1者を受託候補者とする。

3. 評価点の算出

① 基本事項における評価点の算出

評価項目の内容は、別表「船橋市財務会計システム兼公営企業会計システム更新業務事業者評価採点表」による。評価点の算出は、評価委員会の各委員の採点を平均して算出する（小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。）。

② 機能要件における評価点の算出

重要度に応じて各サブシステムに配点したうえで、サブシステムごとに下記方法により評価点を算出するものとする。

- ・「業務詳細要求事項」に記載された機能について、機能項目ごとに下記の通り評価点を付する。

対応可否	重要度
対 応 可：5点	※各機能項目の重要度に応じて、 1から20の倍数を左記点数に 乗ずる。
制 限 付 対 応 可：2点	
対 応 不 可：0点	

1. サブシステムごとの対応可否の点数（5・2・0点）に、項番ごとの重要度（1から20）を乗じて点数を算出する。
2. サブシステムごとの評価点は、1で算出した点数を全て対応可だった場合の点数で除した割合に、各サブシステムの配点を乗じたものとする（小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。）。
3. 全てのサブシステムにおける評価点の合計を算出し、機能要件の評価点とする。

※実機検査の評価項目については、実務担当者に評価させ、評価委員は、その報告を受けて採点するものとする。

③ 見積金額における評価点の算出

- ・設計費用、構築費用、パッケージソフトの利用料、保守料、研修費用及び運用支援費用において、下記の通り評価点を付する。

最も見積額の低い提案者	満点
その他の提案者	最も見積額の低い提案者の見積額を、当該提案者の見積額で除し得た数値に、見積金額の配点（300点）を乗じた点数（小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする）